

見附市給水条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和8年3月19日

見附市長 稲田 亮

見附市条例第20号

見附市給水条例の一部を改正する条例

見附市給水条例（平成10年見附市条例第8号）の一部を次のように改正する。

第27条の表中「1,150円」を「1,270円」に、「120円」を「135円」に、「105円」を「120円」に、「95円」を「110円」に、「90円」を「105円」に、「2,070円」を「2,300円」に、「3,220円」を「3,580円」に、「8,280円」を「9,220円」に、「12,650円」を「14,090円」に、「28,750円」を「32,020円」に、「51,750円」を「57,640円」に、「115,000円」を「128,110円」に改める。

附 則

この条例は、令和8年5月1日から施行し、改正後の見附市給水条例の規定は、令和8年6月検針分の料金から適用する。